

（協議会の設置）

第1条 宗像市教育委員会及び福津市教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、宗像市立小学校及び福津市立小学校（以下「小学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関する協議を行うため、協議会を設置する。

（名称等）

第2条 協議会の名称は、第3地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会は、宗像市教育委員会及び福津市教育委員会がこれを設ける。

（所掌事務）

第3条 協議会は、教科用図書の採択に関する意見の聴取、その他教科用図書の採択に関し協議会が必要と認める事務を行うものとする。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

3 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 宗像市教育委員会教育長
- (2) 福津市教育委員会教育長
- (3) 宗像市教育委員会委員が指名するもの。
- (4) 福津市教育委員会委員代表が指名するもの。

（会長及び副会長）

第5条 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の者から招集の請求があるときに、会長が招集する。

2 協議会は、会長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、宗像市教育委員会と福津市教育委員会が協議してこれを定める。

（補則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

（規約の失効）

2 この規約は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。